平成３０年（フ）第１８７号
大阪府寝屋川市東香里園町28番12号
債務者　インターハウスこと　野々村恵子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９４３号
宮城県岩沼市早股字松原263番地の１
債務者　千葉　　勝
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田摩美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９７１号
宮城県塩竈市母子沢町12番13号　スズキアパート101号
債務者　小野　慎一
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒巻　智洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２２号
仙台市若林区上飯田３丁目10番１号　ハイライフ青山101、従前の住所仙台市若林区沖野６丁目６番８－106号
債務者　野村政雄こと　李　　國雄
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新妻　範之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４１号
仙台市青葉区落合５丁目23番14号　レジュウィールＥ105
債務者　三浦　亘平
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７１号
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字剣水88番地２
債務者　鈴木　勇人
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田いずみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第２号
滋賀県長浜市小谷上山田町970番地
債務者　木下　善史
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山　郁雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第３号
滋賀県長浜市小谷上山田町970番地
債務者　木下　善正
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山　郁雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘１番地の159サンライズヒルＡ棟101号、従前の住所兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目139番地の17
債務者　高橋　貞行
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘１番地の159サンライズヒルＡ棟101号、従前の住所兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目139番地の17
債務者　高橋　秀子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５２号
広島市安佐北区可部南３丁目17番９－104号
債務者　からだイキイキ・ハリきゅう整骨院こと　三山　　健
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　好勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８号
広島県廿日市市佐方２丁目12番17号
債務者　髙橋　裕一
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥苑　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４００号
大分市横田２丁目４番５－203号（Ｒ57番館）
債務者　山下　脩人
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１号
三重県津市末広町17番30号　シーサイドスクエアＢ棟21、前住所三重県鈴鹿市桜島町５丁目14番地の２　マンションフォレスト桜島502
債務者　岩瀬　敏行
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄山　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４６８１号
大阪市西淀川区福町２丁目30番24号　レオパレスイルニードⅡ　403号室
債務者　安井　　賢
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　嘉樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０３号
大阪市東住吉区南田辺５丁目23番３－103号
債務者　横畠　信子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　綾子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部